

個人住民税の特別徴収の推進について

1 事業概要

神奈川県及び県内市町村は、従業員の納税の利便性を確保するとともに、個人住民税の滞納を防止するため、平成 26 年 7 月に『個人住民税特別徴収推進の「オール神奈川宣言」』を採択し、協働して 28 年度までに特別徴収となるべき事業者に対して、特別徴収義務者の指定を行うとしています。

また、首都圏でも、平成 26 年 11 月に九都県市で「個人住民税の特別徴収推進に関する共同アピール」を発表し、特別徴収を連携・協力して推進しています。

横浜市でも事業者の方に準備をしていただくため、義務者に指定する年度の前々年度に指定予告案内※1 を、前年度に指定予告通知※2 を個別に行うなど、丁寧な取組を進めてきました。

27 年度は市内の事業者を特別徴収義務者として一斉指定し、今年度は市外の事業者を一斉指定することで、原則すべての事業者の指定を行いました。

引き続き、税務協力団体の会報誌や年末調整説明会などで制度を周知していく予定ですので、御協力をお願いします。

※1 指定予告案内…翌々年度から特徴義務者に指定する旨を事前に案内（指定の前々年度に実施）

※2 指定予告通知…翌年度から特徴義務者に指定する旨を事前に通知（指定の前年度に実施）

2 神奈川県統一基準について（普通徴収を認める基準）

原則として、所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者（給与支払者）は特別徴収の義務を負うものですが、就業形態・雇用関係が多様化している状況を踏まえ、小規模事業者等における経理業務の負担の軽減と納税義務者の利便性を考慮し、特別徴収の指定にあたっては「神奈川県統一基準」を定め、一定の条件を満たす事業者については、普通徴収を認めることで特別徴収を円滑に推進します（別途、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」の提出が必要）。

【神奈川県統一基準】

1 当面普通徴収を認める給与受給者

【給与の支払いを受ける従業員に関する事項】

- (1) 5 月 31 日までの退職等により当該年度の 6 月以降の特別徴収税額を徴収できないと見込まれる給与受給者
- (2) 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない給与受給者
- (3) 給与が毎月支給されていない給与受給者
- (4) 他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている給与受給者
- (5) 個人事業主の事業専従者となっている給与受給者

2 当面特別徴収しないことを認める給与支払者

【給与の支払をする事業者に関する事項】

- (1) 1 に該当する給与受給者を除いた総給与受給者が 2 名以下の事業者
- (2) 特別徴収実施のために電算システムの導入又は改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情がある事業者